

## 改元に関するご案内

日頃より格別のお引き立てをいただき、ありがとうございます。

「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」の施行期日を平成 31 年 4 月 30 日とする政令が公布されたことに伴い、改元が行われることが決まりました。

つきましては、改元に関わる Q & A をご案内いたします。ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

### 【改元に関わる Q & A】

Q 1 「平成」が表記された様式は、改元以降も利用できますか？

A 1 改元以降もそのままご利用いただけます。

【例】本年 6 月 30 日付けで利用する場合

平成 31 年 6 月 30 日

Q 2 「平成」が表記された様式を訂正して利用する場合は、どのように訂正すれば良いですか？

A 2 お客様が新元号に訂正する場合は、「平成」に二重線を引き、新元号をご記入ください。

【例】本年 6 月 30 日の日付を記入する場合

次の (1) 又は (2) のとおり修正して下さい (二重線及び新元号の記載は黒色でお願いします。)

〇〇 (新元号)

(1) ~~平成~~ 1 年 6 月 30 日

〇〇 (新元号)

(2) ~~平成~~ 元 年 6 月 30 日

Q 3 「平成」が表記された様式を訂正する際に訂正印の押印は必要ですか？

A 3 原則として訂正印の押印は不要です。